

議案第50号

大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例の制定について
大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年6月10日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市子ども未来館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 子育て世代を支援する施設やサービスを提供することにより、親子のふれあい創出、子育ての負担感の軽減と子育て環境の充実に資するため、大田原市子ども未来館（以下「子ども未来館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 子ども未来館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 大田原市子ども未来館

位置 大田原市中央1丁目3番15号

(施設)

第3条 子ども未来館の施設は、次のとおりとする。

- (1) わくわくらんど
- (2) キッズタウン
- (3) ふれあい広場
- (4) つどいの広場
- (5) 一時保育センター
- (6) 親子レクリエーションルーム1
- (7) 親子レクリエーションルーム2
- (8) 親子ふれあいキッチン

(指定管理者による管理)

第4条 子ども未来館の管理の全部又は一部は、市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 前条の規定により指定管理者に子ども未来館の管理を行わせる場合には、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 子ども未来館の施設の管理及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 子ども未来館の利用の許可に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子ども未来館に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

2 前項に規定する場合において、第6条、第7条、第9条、第10条及び第12条の規定の運用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(利用の許可)

第6条 子ども未来館を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。この場合において、市長は管理運営上必要があると認めるときは条件を付することができるものとする。

(利用の制限)

第7条 市長は、子ども未来館の利用について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。

- (1) 風俗を害し、又は公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) その他市長が適当でないとき。

(目的外利用の禁止)

第8条 利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別設備等の許可)

第9条 利用者は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具（以下「特別設備等」という。）を利用するときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項に規定する場合において、特別設備等に生じる費用は、利用者の負担とする。

(利用許可の取消し等)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の許可を取り消し、又はその利用を停止し、若しくは利用を制限することができる。

- (1) 第6条の規定により付した許可の条件に違反したとき。
- (2) 第7条各号の規定に該当したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。

2 前項の規定により利用者において損害を受けることがあっても、市長はその賠償の責めを負わない。

(利用料金)

第11条 子ども未来館の利用料金は、無料とする。ただし、第3条第5号に掲げる施設を除く。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、その利用が終了したとき又は第10条第1項の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、直ちに施設（附属設備及び備品を含む。以下同じ。）を原状に復さなければならない。

2 市長は、利用者が前項の規定による義務を履行しないときは、利用者に代わりこれを執行し、その費用を利用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第13条 利用者は、子ども未来館の利用に際して、故意又は過失により、施設を損傷し、又は滅失したときは、市長の認定に基づきその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条に規定する指定管理者の指定に関し必要な事項は、この条例の施行前においても、行うことができる。